

# 市民検診自己負担免除申請をされる方へ

◎下の区分に該当する方は無料で受診することができます。

- ①国保特定健診のみの受診
- ②後期高齢者医療保険に加入
- ③受診当日70歳以上

◎上記の区分に該当しない場合、市民検診自己負担金が免除される条件は、

同一世帯の方全員の市・県民税が非課税(課税額が「0」)の場合です。

◎申請に基づいて課税額の確認を行います。

1. 「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」で、世帯全員分の、市・県民税課税台帳等を、閲覧することについて同意して申請いただいた場合。  
→保健予防課の担当職員が、福島市の市・県民税課税台帳等を閲覧し、課税額を確認します。
2. 市・県民税課税台帳の閲覧に同意いただけない場合は「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」に、世帯全員分の、市・県民税が非課税(課税額が「0」)であることを確認できる証明書(所得課税証明書等)を添付して申請いただきます。  
→保健予防課の担当職員が、証明書により課税額を確認します。

◎ご注意:必ずご確認ください。

## 1. 市・県民税の申告はお済みですか？

市・県民税の申告が必要な方が未申告となっている場合は、市・県民税が非課税であることを確認できませんので、市民税課で申告をしてください。申告後に非課税(課税額が「0」)となることが確定したうえで、「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」を提出してください。

市・県民税の申告が必要かどうかを、世帯全員について、裏面により確認してください。ご不明の点は、市民税課へお問い合わせください。

## 2. 令和5年1月2日以降に転入している場合は…

福島市の課税台帳では、非課税の確認ができない場合があります。

令和5年度の市・県民税(個人住民税)は、原則として令和5年1月1日に住民登録がある市区町村で課税されます。世帯員のなかで令和5年1月2日以降に福島市へ転入された方がいる場合は、令和5年1月1日に住民登録があった市区町村から、個人住民税の課税額が「0」であることを確認できる証明書(所得課税証明書等)を取得し、市民検診自己負担免除申請書に添付してください。

○市民検診自己負担免除申請に関する問い合わせは保健予防課へ

検診予防係 TEL 024-525-7680

○市・県民税の申告に関する問い合わせは市民税課へ

市民税第二係 TEL 024-525-3792

市民税第三係 TEL 024-525-3712